

介護認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

短期利用共同生活介護（空床利用型ショートステイ）

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人優希会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 米倉 俊男
所在地	〒039-2402 青森県東北町大字大浦字館野2番地1
実施事業	保育事業、介護事業

2. ホーム概要

ホーム名	グループホームやまゆり
提供するサービス	1. 指定認知症対応型共同生活介護 2. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 3. 短期利用共同生活介護（空床利用型ショートステイ）
ホームの目的	自宅での介護が困難な要支援2以上の認知症高齢者に対し、「家庭的な雰囲気」の中で共同生活を営む。入居者は「尊厳のある生活」を重視され、その有する能力に応じ日常生活を送ることにより心身の状況を穏やかにし認知症の進行を遅らせる。あわせて、短期利用の提供により、ご家族の介護負担の軽減（レスパイト）や、一時的な宿泊ニーズへの対応を図る。
ホームの運営方針	1. 「家庭的な雰囲気」のなかでゆっくり・ゆったり 2. 「尊厳」のある生活 3. 「生きがい」の発見 4. 「身体の安心」「心の安心」 5. 「地域」とのつながり
利用定員	18名（1ユニット9名×2ユニット） ※短期利用は、上記定員の範囲内で、入院・外泊等により空室がある場合に受け入れを行います。
開設年月日	平成27年4月1日
保険事業者指定番号	0292500147
所在地	〒039-2402 青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢44番地100
電話番号等	TEL 0176-58-0232 FAX 0176-58-0231
建物概要	構造：A棟 木造平屋建 延床面積 215.93㎡ 構造：B棟 木造平屋建 延床面積 318.61㎡ 構造：C棟 鉄骨造平屋建 延床面積 89.04㎡ 延床面積計 623.59㎡
居室の概要	A棟 全9室（1室の平均面積：約11.466㎡） B棟 全9室（1室の平均面積：約11.466㎡）（計18室・全室個室） ※短期利用については上記の空室を使用します。

共用施設の概要	食堂・談話ホール、台所、浴室、脱衣室、洗濯室、畳コーナー、トイレ×5 テラス、私物庫
緊急対応方法	協力医療機関または主治医・家族と連絡を取りながらすみやかな対応を行います。短期利用の場合は、担当ケアマネジャーとも速やかに連携を図ります。
防災設備	火災報知機・非常口・消火器・スプリンクラー設備 ※消防計画を有します。年2回の避難訓練を実施します（短期利用者も訓練の対象に含みます）
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

3. 職員体制（令和____年____月____日現在）

職種	常勤	非常勤	資格等	兼務の有無
管理者	1名	名	介護支援専門員・介護福祉士	有・無
計画作成担当者	2名	名	介護支援専門員・介護福祉士等・初任者研修	有・無
介護従事者	名	名	介護福祉士	有・無
	名	名	実務者研修終了者	有・無
	名	名	初任者研修修了者	有・無
調理員	名	名	調理師・栄養士	有・無
その他	名	名	事務員	有・無

（職務の内容）

管理者・・・グループホームの運営管理の総括に関すること。従業者の管理、申込の調整（短期利用の受入調整を含む）、業務の把握及びその他の管理を行う。

計画作成担当者・・・介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画及び短期利共同生活介護計画の作成並びに管理に関すること。

介護従業者・・・洗面・排泄・食事・入浴・移動等の介助、体位変換、おむつ交換、清掃、リハビリテーション・レクリエーション活動の援助等（短期利用者へのサービス提供を含む）。

4. 勤務体制（両ユニット共通）

区分	体制	備考
昼間の体制	3名以上	本体入居者と短期利用者の合計数に対して、3:1以上の人員を配置します。
夜間の体制	1名以上	ユニットごとに夜勤職員を1名配置し、安全を確保します。

5. サービスおよび利用料等

グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業）および短期利用共同生活介護の基本料金は「サービスコード表」のとおりです。

■ 利用料金の計算方法

認知症対応型共同生活介護（入居）：月単位のサービス利用料 + 実費（日割り計算）

短期利用共同生活介護（ショート）：日単位のサービス利用料 + 実費（日割り計算）

■ 料金表（1日あたりの単価および月額目安）

※自己負担額は1割負担の場合の想定です。

介護保険サービス利用料

サービス名・項目		単価 (1日につき)	月額目安 (31日の場合)	備考
1	要介護（ ）	サービスコード参照	円	短期利用も同様
2	要支援（ ）	サービスコード参照	円	
3	初期加算	30円	900円	入居日から30日間
4	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	186円	
5	医療連携体制加算（Ⅰ）	37円	1,147円	
6	科学的介護推進体制加算	1月 40円	40円	
7	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位の17.8%		

介護保険外費用（実費）

サービス名・項目		単価 (1日につき)	月額目安 (31日の場合)	備考
1	居室利用料	1,034円	30,000円	
3	水道光熱費	413円	12,000円	
4	生活費（共益費）	303円	8,800円	
5	食費（朝 380 / 昼 500 / 夜 380）	1,260円	39,060円	

■ 利用料金の計算と精算について

- 居室利用料、水道光熱費及び生活費に関しては、1か月に満たない利用（入退居月や短期利用時）の場合、実際に利用した日数に応じた日割り計算となります。
- 各サービスに位置づけられている介護保険対象サービスに関しては、お客様の負担割合（1割～3割）に応じた額をお支払いいただきます（法定代理受領）。※法定代理受領とは、介護保険被保険者であるお客様が、**作成された介護計画（ケアプラン）**に基づきサービスを受けた場合、保険者（市町村）がお客様に代わって利用料（自己負担分を除く）を直接事業者へ支払う仕組みをいいます。
- 短期利用共同生活介護をご利用の場合、居宅介護サービス計画の支給限度基準額を超えた分に関しては、全額自己負担となりますのでご注意ください。

6. ホーム利用に当たっての留意点

- ・面会時間 ご利用者との面会時間は9：00～19：00を原則とします。但し緊急時においてはこの限りではありません。
- ・外泊および日割り計算の扱い ご利用者の外泊に関してはご家族、付き添いの方が一緒であれば原則自由です。入居・退居時、および短期利用時の料金に関しては、実際のご利用日での日割り計上となります。但し、本体入居者が外泊される際の家賃に関しては、日割り等の割引はありません。（食費・水道光熱費・共益費に関しては実際のご利用日での日割り計上となります。）
- ・入院時の居室確保 ご利用者（本体入居者）が1ヶ月以内の入院等をされ、退院後も当施設のご利用を希望される場合は、居室確保のため家賃のみ徴収いたします。なお、短期利用者が利用期間中に入院された場合は、原則としてその時点で利用終了とし、以降の料金は発生いたしません。
- ・所持品の持ち込み ご利用者の所持品の持ち込みは、なじみの家具や身の回り品、ご家族の写真など居室が適切に利用できる範囲で結構です。但し、電化製品の持込は共同生活に支障をきたす恐れがありますので、原則禁止させていただきます。またペット等についても他のご利用者の健康及び共同生活に支障をきたす恐れがありますので禁止させていただきます。（短期利用の方は、着替えや常備薬など、期間中に必要な最小限の持ち物をご持参ください。）
- ・禁止事項 ご利用者の方によるホーム内での物品の売買や勧誘など、他のご利用者の方への迷惑に当たる行為は禁止させていただきます。
- ・家族等の宿泊 ご利用者様のご家族等が当ホームに宿泊する場合は原則として緊急時のみ（ご利用者様の健康状態の悪化等によりご家族等の見守りが必要な場合等）とさせていただきます。

7. 利用料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の20日までにお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行いたします。お支払い方法は、「現金持参」または「銀行振込」の2通りの中からお選びいただけます。

【お振込先】

金融機関名 青森みちのく銀行
支店名 三沢中央支店（店番 621）
口座番号 普通 2673724
口座名義 社会福祉法人優希会 グループホームやまゆり
理事長 米倉 俊男

※振込手数料はお客様のご負担となります。

※領収書は、本体入居者様は次月の請求書に同封し、短期利用者様（利用終了の方）はご自宅へ郵送、または最終日に現金精算の場合はその場で発行いたします。

8. サービスの終了および契約の解除

■ ご利用者または代理人の都合で終了する場合

本体入居：退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。

短期利用：利用期間の変更や中止を希望される場合は、速やかに事業所へご連絡ください。

■ 自動終了（双方の通知を要せず終了する場合）

短期利用の期間満了：あらかじめ同意した利用期間が終了した場合。

施設の入所等：他の介護保険施設に入所した場合。

認定区分の変更：

本体入居者：要介護認定が「非該当（自立）」または「要支援1」となった場合。

短期利用者：要介護認定が「非該当（自立）」となった場合。（※短期利用は要支援1から利用可能です）

ご逝去：ご利用者が亡くなられた場合。

■ 事業所側の都合により終了する場合（退居・解除）

以下の場合、一定の猶予期間をおいてサービスを終了させていただくことがあります。

1. **共同生活が困難な場合** 認知症の周辺症状の悪化等により、他の利用者や従業者に対して暴力・暴言があり、改善が困難と判断した場合。
 - ・ **本体入居者**：他の施設や病院を紹介する等の措置を講じ、転居先が決定した段階で退居となります。
 - ・ **短期利用者**：安全確保のため、直ちに利用を中止しご家族へ引き渡し（帰宅）の措置を講じる場合があります。
2. **病状の変化** 病状の著しい変化により、当ホームでの適切な介護提供が困難であると主治医および当ホームが判断した場合。
 - ・ 3ヶ月以上の入院（本体入居者のみ） 入院後3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ・ 背信行為がある場合 ご利用者やご家族等が、当施設や従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、30日前までに文書で通知し、退居していただきます。
 - ・ 利用料金の未払い 利用料金が請求書発行月の20日までに支払われない場合、請求月の月末をもって退居となります。（※請求月とはサービス利用月の翌月を指します）

9. 相談・苦情窓口

ア、相談・苦情担当者 管理者：本間 砂織

窓口名称 グループホームやまゆり

電話番号 0176-58-0232

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

イ、苦情処理の体制・手順

- ・ 苦情の申立があった場合、受理した担当者は即日管理者に報告します。
- ・ 担当者は相手方に連絡を取り、詳細を聴取した上で管理者に報告します。
- ・ 事業所内（職員・管理者等）で検討を行い、必要に応じて「苦情対策委員会」を開催します。
- ・ 申立日より1週間以内に、検討結果に基づき申立者へ説明または具体的な対応を行います。
- ・ 受理した苦情は必ず「苦情処理台帳」に記載し、再発防止に向けた周知徹底を図ります。

ウ、外部の相談・苦情窓口 事業所以外に、以下の窓口へも苦情を伝えることができます。

東北町 福祉課：0176-56-4517（上北郡東北町字塔ノ沢山1-94）

青森県国民健康保険団体連合会：017-723-1336

青森県社会福祉協議会（運営適正化委員会）：017-731-3039

10. 事故発生時の対応

緊急措置と連絡 サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、市町村、**および担当ケアマネジャー（短期利用者の場合等）へ連絡を行います。

記録と再発防止 事故の状況および処置について記録し、原因を解明した上で、再発防止策を講じます。

損害賠償 当事業所の過失により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

加入保険：東京海上日動火災保険株式会社

※ただし、利用者に重過失がある場合や、不可抗力による場合は、賠償責任が免除または減額されることがあります。

11. 医療連携体制

当ホームでは、利用者の皆様が安心して生活できるよう、協力医療機関等と連携し、日常生活における健康管理を行っています。

ア、健康管理と医療連携

日常の健康状態の把握に努め、必要に応じて主治医や協力医療機関と連携を図ります。

短期利用の提供にあたっては、利用開始時に「現在服用中の薬」や「主治医」の情報を正確に把握し、緊急時に備えます。

※当ホームは医療機関ではないため、医師による直接の医療行為を常時行うことはできません。

イ、協力医療機関 緊急時や病状の急変時には、以下の協力医療機関等と連携して対応いたします。

協力医療機関名：小川原湖クリニック

主治医との連携：短期利用者の場合は、ご自宅での主治医とも適切に連絡・調整を行います。

ウ、緊急時の対応

サービスの提供中に病状の急変等が発生した場合は、速やかに主治医または協力医療機関、およびご家族へ連絡し、指示を仰ぐ等の必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策

当ホームでは、火災や地震、風水害等の非常災害に備え、以下の対策を講じます。

ア、防災管理体制

消防法に基づき「防火管理者」を定め、消防計画を作成し、火気の使用や設備の維持管理に関する監督を徹底します。

災害発生時に速やかに対応できるよう、非常災害対策計画および**業務継続計画（BCP）**を策定し、常に関係機関との通報・連携体制を整備します。

イ、避難訓練の実施

消防計画および非常災害対策計画に基づき、年2回以上の消火訓練、通報訓練、および避難訓練を実施します。

短期利用者の皆様についても、利用期間中に訓練が実施される場合は、本体入居者と同様に訓練に参加していただき、安全確保の手順を確認します。

ウ、従業員の周知

災害時や緊急時における従業員の役割分担や、具体的な連携体制（協力医療機関や近隣事業所等）について、定期的な研修と周知を行います。

13. 秘密保持および個人情報の保護

- (1) 本事業所およびその従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報について、守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。法令に定められた場合や、関連機関（居宅介護支援事業者等）と連携を図る等の正当な理由がある場合を除き、第三者に開示しません。
- (2) 本事業所は、サービス提供上知り得たお客様及びそのご家族の秘密及び個人情報について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、従業者の就業中はもとより、退職後においても同様とすることを雇用契約等により義務付けています。
- (3) 本事業所およびその従業者は、サービス提供に必要な範囲において、お客様およびそのご家族等の個人情報を取り扱います。なお、個人情報の取り扱い目的および具体的な利用範囲に関しては、別紙「個人情報使用同意書」により、あらかじめ文書にて同意を得るものとします。

14. 介護保険の改正への対応

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改正等があった場合、本事業所の料金体系は、その施行時期に合わせて改正後の基準に準拠するものとします。料金改定の際は、あらかじめその内容を書面にてご説明いたします。

15. その他運営に関する重要事項

本サービスに携わる従業員の資質の向上のために、以下のとおり研修の機会を設け、質の高いケアの提供に努めます。

- （1）採用時研修：採用後1か月以内
- （2）継続研修：年2回以上（認知症ケア、虐待防止、感染症対策、事故防止等）
- （3）外部研修の受講：認知症介護実践者研修、管理者研修等、公的研修への積極的な参加

以上

16. 重要事項説明の確認および同意

社会福祉法人優希会は、本重要事項説明書に基づき、提供するサービスの内容および重要事項について説明を行いました。本書面の交付を証するため、本書を2通作成し、社会福祉法人優希会とお客様（またはその代理人）は、内容を確認し署名捺印の上、各自1通を保管するものとします。

【 説明日 】 令和 年 月 日

【 利用区分 】 本体入居

短期利用

(期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

【 事業所名 】 社会福祉法人優希会 グループホームやまゆり

【 住 所 】 青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢 44 番地 100

【 説明者 】 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、本サービスの内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

(入居者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(家 族) 住所 _____

氏名 _____ 印

(成年後見人) 住所 _____

氏名 _____ 印

ロ 認知症対応型共同生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
38 1211	短期共同生活介護 I 1	ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	793	1日につき		
38 1213	短期共同生活介護 I 1・夜減			793 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		769	
38 1221	短期共同生活介護 I 2			要介護2	829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	804
38 1223	短期共同生活介護 I 2・夜減				829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	804
38 1231	短期共同生活介護 I 3			要介護3	854 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	828
38 1233	短期共同生活介護 I 3・夜減				854 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	828
38 1241	短期共同生活介護 I 4			要介護4	870 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	844
38 1243	短期共同生活介護 I 4・夜減				870 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	844
38 1251	短期共同生活介護 I 5			要介護5	887 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	860
38 1253	短期共同生活介護 I 5・夜減				887 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	860
38 2211	短期共同生活介護Ⅱ 1		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	781			
38 2213	短期共同生活介護Ⅱ 1・夜減			781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		758	
38 2221	短期共同生活介護Ⅱ 2			要介護2	817 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	792
38 2223	短期共同生活介護Ⅱ 2・夜減				817 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	792
38 2231	短期共同生活介護Ⅱ 3			要介護3	841 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	816
38 2233	短期共同生活介護Ⅱ 3・夜減				841 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	816
38 2241	短期共同生活介護Ⅱ 4			要介護4	858 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	832
38 2243	短期共同生活介護Ⅱ 4・夜減				858 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	832
38 2251	短期共同生活介護Ⅱ 5			要介護5	874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	848
38 2253	短期共同生活介護Ⅱ 5・夜減				874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	848
38 E201	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算 I 1	身体拘束廃止未実施減算	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	8 単位減算	-8		
38 E202	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算 I 2			要介護2	8 単位減算	-8		
38 E203	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算 I 3			要介護3	9 単位減算	-9		
38 E204	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算 I 4			要介護4	9 単位減算	-9		
38 E205	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算 I 5			要介護5	9 単位減算	-9		
38 E206	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算Ⅱ 1			(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	8 単位減算	-8	
38 E207	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算Ⅱ 2				要介護2	8 単位減算	-8	
38 E208	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算Ⅱ 3				要介護3	8 単位減算	-8	
38 E209	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算Ⅱ 4				要介護4	9 単位減算	-9	
38 E210	短期共同生活身体拘束廃止未実施減算Ⅱ 5				要介護5	9 単位減算	-9	
38 C201	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算 I 1		高齢者虐待防止措置未実施減算		(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	8 単位減算	-8
38 C202	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算 I 2					要介護2	8 単位減算	-8
38 C203	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算 I 3					要介護3	9 単位減算	-9
38 C204	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算 I 4					要介護4	9 単位減算	-9
38 C205	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算 I 5					要介護5	9 単位減算	-9
38 C206	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 1			(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	8 単位減算	-8	
38 C207	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 2				要介護2	8 単位減算	-8	
38 C208	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 3				要介護3	8 単位減算	-8	
38 C209	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 4				要介護4	9 単位減算	-9	
38 C210	短期共同生活高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 5				要介護5	9 単位減算	-9	
38 D201	短期共同生活業務継続計画未策定減算 I 1	業務継続計画未策定減算	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	24 単位減算	-24		
38 D202	短期共同生活業務継続計画未策定減算 I 2			要介護2	25 単位減算	-25		
38 D203	短期共同生活業務継続計画未策定減算 I 3			要介護3	26 単位減算	-26		
38 D204	短期共同生活業務継続計画未策定減算 I 4			要介護4	26 単位減算	-26		
38 D205	短期共同生活業務継続計画未策定減算 I 5			要介護5	27 単位減算	-27		
38 D206	短期共同生活業務継続計画未策定減算Ⅱ 1		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	23 単位減算	-23		
38 D207	短期共同生活業務継続計画未策定減算Ⅱ 2			要介護2	25 単位減算	-25		
38 D208	短期共同生活業務継続計画未策定減算Ⅱ 3			要介護3	25 単位減算	-25		
38 D209	短期共同生活業務継続計画未策定減算Ⅱ 4			要介護4	26 単位減算	-26		
38 D210	短期共同生活業務継続計画未策定減算Ⅱ 5			要介護5	26 単位減算	-26		
38 6110	短期共同生活3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	50 単位減算	-50			
38 6161	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	50 単位加算	50			
38 6171	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅱ		夜間支援体制加算(Ⅱ)	25 単位加算	25			
38 6121	短期共同生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)		200 単位加算	200			
38 6109	短期共同生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120			
38 1602	短期共同生活医療連携体制加算ⅠⅠ	ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	57 単位加算	57			
38 1601	短期共同生活医療連携体制加算ⅠⅡ			(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	47 単位加算	47		
38 1600	短期共同生活医療連携体制加算ⅠⅢ			(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	37 単位加算	37		
38 1603	短期共同生活医療連携体制加算Ⅱ			(4) 医療連携体制加算Ⅱ	5 単位加算	5		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
38	4001	短期共同生活生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき
38	4002	短期共同生活生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		
38	6166	短期共同生活高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位加算	10	
38	6167	短期共同生活高齢者等感染対策向上加算Ⅱ		(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位加算	5	
38	9010	短期共同生活新興感染症等施設療養費	タ 新興感染症等施設療養費		240 単位加算	240	1日につき
38	6237	短期共同生活生産性向上推進体制加算Ⅰ	レ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき
38	6238	短期共同生活生産性向上推進体制加算Ⅱ		(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位加算	10	
38	6099	短期共同サービス提供体制加算Ⅰ	ソ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算	22	1日につき
38	6100	短期共同サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算	18	
38	6103	短期共同サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
38	6108	短期共同生活処遇改善加算Ⅰ	ツ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 186/1000 加算		1月につき
38	6107	短期共同生活処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 178/1000 加算		
38	6104	短期共同生活処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 155/1000 加算		
38	6380	短期共同生活処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 125/1000 加算		